

(別添 3)

収益業務の実施にあたっての注意事項

(1) 全般

- ① 収益業務を実施する場合は、来園者の迷惑にならないよう、最大限配慮すること。
- ② アルコール類は提供しないこと。
- ③ 物品や飲食物等を販売する場合は、新宿御苑管理事務所長とあらかじめ協議し、許可が出た物に限ることとする。
- ④ 飲食物を提供する場合は、調達食材の安全性には十分留意し、可能な限り国産食材の使用に努めること。
- ⑤ 飲食物を提供する場合は、衛生管理及び安全管理については十分な体制を整備し、事業者が全て責任を負うこと。
- ⑥ 収益業務実施事業者は、収益業務に対応する全てのスタッフに対して、本事業内容や運営について理解を求め、適切な実施に支障がないよう努めること。
- ⑦ 収益業務実施事業者は、収益業務で使用した光熱水量について、メーターを設置する等により正確に計測するとともに、所定の様式により遅滞なく新宿御苑管理事務所長へ報告すること。また、毎月の売上高・利用者数・日別・時間帯別利用者数について、翌月の末日までに新宿御苑管理事務所長へ報告するとともに、収支計算、決算について、使用許可期間満了時に報告すること。
- ⑧ 新宿御苑管理事務所長が収益業務実施事業者に対して事業運営について改善を求めた場合は、収益業務実施事業者はその求めに適切に対応すること。

(2) 収益業務に携わるスタッフ等について

- ① 収益業務に携わる従業員の身元保証、健康管理、就業及び労務について、収益業務実施事業者はその責任を負うこと。
- ② 収益業務の運営に関連して、収益事業の実施事業者は関係者として園内に出入りする他の業者に対して、注意事項の理解を求め、遵守させること。

(3) その他事項

- ① 災害発生時には、災害対応に協力すること。新宿御苑管理事務所長の求めに応じて、食料品等の提供に協力すること。
- ② 収益業務の実施事業者は新宿御苑が国民公園であることを理解し、品位ある運営のもと、利用者のニーズ把握、良質なサービスの維持向上を常に怠らず、広く早朝開園利用者への便宜を図らなければならない。